高山市の建設工事における低入札価格調査制度について、令和4年7月15日以降の入札される案件 一般管理費の算入率を以下のとおり改めることとしました。 ※下図の赤字下線部が今回の改正箇所です。

土木一式

「建築一式」、営繕工事に係 る【「電気」、「電気通信」、 「管」、「とび・土工・コンク リート(解体工事に限る)」】

営繕工事以外の【「電気」、 「電気通信」】、上水道工事 及び下水道工事に係る「機械 器具設置|

○低入札調査基準価格

- ・直接工事費×0.97
- ・共通仮設費×0.90
- ·現場管理費×0.90
- ・一般管理費×0.68 上記合計額×1.10

※予定価格の75%~92%の範囲内で設定 ※算定式で得られた総額は千円止めとする。 ※各費目の算定は円止めとする。

○低入札失格基準価格

- ・直接工事費×0.97
- · 共通仮設費×0.90
- ·現場管理費×0.90
- ・一般管理費×0.40

上記合計額

※予定価格の75%~92%の範囲内で設定 ※各費目の算定は千円止めとする。

○低入札調査基準価格

- ・直接工事費×0.90×0.97
- · 共通仮設費×0.90
- ・ (直接工事費×0.10+ 現場管理費)×0.90
- ・一般管理費×0.68

上記合計額×1.10

※予定価格の75%~92%の範囲内で設定 ※算定式で得られた総額は千円止めとする。 ※各費目の算定は円止めとする。

○低入札失格基準価格

- ・直接工事費×0.90×0.97
- · 共通仮設費×0.90
- ・ (直接工事費×0.10+ 現場管理費) × 0.90 × 0.80
- ・一般管理費×0.40

上記合計額

※予定価格の75%~92%の範囲内で設定 ※各費目の算定は千円止めとする。

○低入札調査基準価格

- ・機器費×0.92
- ・直接工事費×0.97
- · 共通仮設費×0.90
- ·現場管理費×0.90
- ・一般管理費×0.68

上記合計額×1.10

※予定価格の75%~92%の範囲内で設定 ※算定式で得られた総額は千円止めとする。 ※各費目の算定は円止めとする。

○低入札失格基準価格

- ・機器費×0.84
- · 直接工事費×0.97
- · 共通仮設費×0.90
- ·現場管理費×0.90
- ·一般管理費×0.40 上記合計額

※予定価格の75%~92%の範囲内で設定 ※各費目の算定は千円止めとする。

▼1億円以上

▼1億円以上

①低入札失格基準価格を下回る入札額の有無

○低入札失格基準価格を下回る入札額は 失格となります。

▼1億円以上

②低入札調査基準価格を下回る入札額の有無

無

有

○事後審査後の最低価格入札者を落札者 とします。

③低入札価格調査による履行能力の判定

無

○履行能力が確認できない場合は失格と し、次順位者を②から繰り返します。

④入札参加資格要件の審査 ※一般競争入札(事後審査方式)に限る



○入札参加資格が無い場合は失格とし、 次順位者を②から繰り返します。

落札者の決定・契約締結

※注意事項

- ・予定価格を超えた応札は無効とします。 ・全者が予定超過した場合の再入札も同一の判定をします。 ・低入札価格による表札者は14年3月20日で確保するため、一般競 争入札に限り手持ち工事件数を2件とみなします。